

未来へ続く
笑顔あふれるまち



第6次美深町総合計画

令和3年度 ▶ 令和12年度

ダイジェスト版

総合計画策定の意義

総合計画は、まちづくりを総合的、計画的に進めていくための基本的な指針となるもので、町の計画の中で最も上位に位置づけられる計画です。

人口減少や少子高齢化の進展、地方創生の推進、安全・安心や環境保全意識の高まりなど、町を取り巻く社会情勢が大きく変化し続ける中、これからも持続的に安定したまちをつくっていくためには、これまで以上に住民と行政が連携しながらまちづくりを進めなければなりません。

次代に誇りを持って引き継ぐ美深町をつくりあげていくため、今後のまちづくりの方向とその実現のための基本目標を示す新たな指針として、「第6次美深町総合計画」を策定します。

総合計画の構成と計画期間

1 基本構想

まちが目指す将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の大綱等を示すものです。基本構想は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

2 基本計画

基本構想を実現するために取組む主要施策を分野別にわたって定めるものです。基本計画は、社会情勢等を踏まえ5年間とし、中間年の令和7年度には必要に応じて見直します。

3 実施計画

基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるもので、予算編成の指針となるものです。実施計画は、3年単位で別途策定し、毎年度見直します。

令和3 4 5 6 7 8 9 10 11 12年度

基本構想



10年間

基本計画



5年間

5年間

実施計画



3年間

毎年度見直し

まちづくりにいかすべき特性

特性
1

水と緑の美しい自然環境

豊かな森林と北海道遺産「天塩川」、日本最北の高層湿原「びふか松山湿原」、360度大パノラマ眺望の「函岳」など、美しい自然や景観は、住民生活に潤いと活力を生み出し、観光資源としても貴重な財産であります。

特性
2

活力ある地域産業の持続と発展

冷涼な気候と肥沃な大地をいかした農業と町土の85%を占める豊かな森林をいかした林業を基幹産業とし、地域資源をいかした観光産業やまちの新たな産業を目指して、チョウザメの飼育にも取組んでいます。

特性
3

子育て支援の充実と特色ある教育

幼児教育・保育の実践、豊かな自然をいかした体験型学習や山村留学、英語教育の充実、高等学校への支援など特色ある教育に取組んでいます。また、文化会館や体育施設を活用した芸術・文化、スポーツ活動を推進しています。

特性
4

安心して暮らせる充実した福祉

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野において、多様なサービスを提供するとともに、少子高齢化が進むなかで、誰もが住みよいまちになるよう各分野が連携して取組んでいます。

特性
5

まちへの愛着と地域活動

まちづくり意識調査では、多くの住民が「まちへの愛着」を感じていると回答しています。全町17の自治会では、住民自らが様々な活動を活発に展開しており、住民と行政が一体となってまちづくりを推進しています。

まちの 将来像

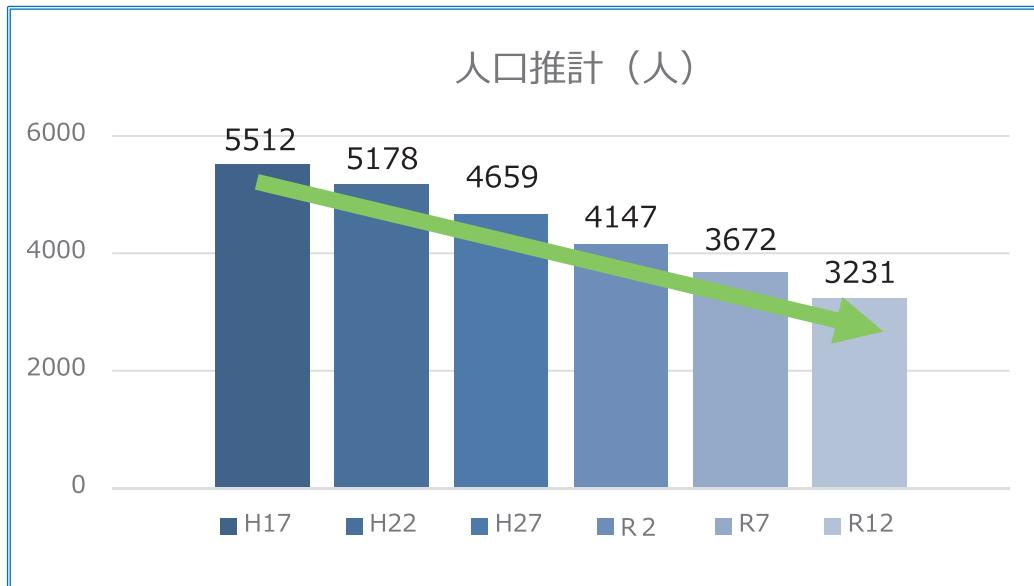
豊かな自然環境や先人のたくましい心を受け継ぎ、培われてきた歴史・文化を大切に守り育てながら、多様な地域資源をいかした新たなまちの魅力づくりや活力ある産業の振興を図るとともに、誰もが安心して快適に暮らすことができる、未来に続く明るく健康なまちを目指し、まちの将来像を

「未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深」

と定め、その実現に向けたまちづくりを推進していきます。

将来人口

将来にわたって活力あるまちを維持するため、基幹産業の振興や新たな地場産業の創出による雇用の場の創出、子育て環境の充実や住環境整備などにより人口流出の抑制と移住促進を図り、推計値を上回る人口の確保を目指します。



※H17～R2は国勢調査(R2は概数)。R7、R12は国立社会保障・人口問題研究所による推計。R2は概数のため総務省が公表する調査数値とは相違することがあります。

SDGs の推進

SDGs は、「2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会の共通目標」で、17の目標と169のターゲットから構成されます。SDGs の目指す目標については、まちづくりに共通するものであり、総合計画の推進に当たっては、これらを関連付けながら推進します。



基本目標と主な施策

『未来へ続く笑顔あふれるまち美深』の実現に向けて、《5つの基本目標》と《主な施策》を定めます。

基本目標

1

人と自然が調和する 快適で安全なまち

- ① 環境保全・環境衛生の推進
- ② 道路・交通網等の整備
- ③ 住宅の整備
- ④ 土地の有効利用
- ⑤ 消防体制の充実
- ⑥ 防災体制の充実
- ⑦ 交通安全・防犯対策の推進
- ⑧ 情報化の推進
- ⑨ 消費生活対策の推進

基本目標

2

地域産業の新たな飛躍へ 挑戦するまち

- ① 農業の振興
- ② 林業の振興
- ③ 商工業の振興
- ④ 観光の振興
- ⑤ 新たな産業の振興
- ⑥ 就労対策・勤労者福祉の充実

基本目標

3

次代を生き抜く力と 豊かな心を育むまち

- ① 幼児教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 社会教育の充実
- ④ 芸術・文化活動の推進
- ⑤ スポーツ活動の推進

基本目標

4

健やかに安心して 暮らせるまち

- ① 健康づくり・医療の充実
- ② 子育て環境の充実
- ③ 高齢者支援の充実
- ④ 障がい者支援の充実
- ⑤ 地域福祉の充実
- ⑥ 社会保障の充実

基本目標

5

みんなでつくる 自立したまち

- ① 住民参画のまちづくりの推進
- ② 関係人口の創出
- ③ 行政経営の充実

人と自然が調和する快適で安全なまち

1 環境保全・環境衛生の推進

■施策の目的

自然環境や生物多様性の保全、市街地、農村地域の景観形成、適切な環境衛生対策などを推進し、美しい自然環境の保全と環境にやさしい生活環境の確保を目的とします。

■主要施策

- (1)環境保全の推進
- (2)生活環境の充実
- (3)水道施設の適正な維持管理
- (4)下水道施設の適正な維持管理
- (5)ごみの減量化と施設の維持管理

2 道路・交通網等の整備

■施策の目的

日常生活や経済活動を支える道路網を整備し、円滑な交通と安全性の向上を図るとともに、住民の移動手段としての利便性の高い公共交通の確保を図ることを目的とします。

■主要施策

- (1)公共交通の確保
- (2)道路整備の推進
- (3)人にやさしい道づくり

3 住宅の整備

■施策の目的

住生活の安定確保に向けた住宅施策を推進するとともに、公営住宅等の適正な維持管理を行い、住生活の質の向上と快適な住環境の整備を図ることを目的とします。

■主要施策

- (1)良好な住環境の整備推進
- (2)公営住宅等の適切な維持・管理の推進

4 土地の有効利用

■施策の目的

美しい自然と先人たちが築いてきた美しいまちなみを次代に引き継ぐため、市街地や周辺地域の空洞化を防ぎ、土地の有効利用を促進することを目的とします。

■主要施策

- (1)計画的な土地利用の推進
- (2)公園・緑地の整備

5 消防体制の充実

■施策の目的

住民の安全・安心な生活を確保するため、消防・救急・救助体制の充実を図るとともに、

住民の防火意識の向上や応急手当の普及推進により住民・消防・医療機関との救命の連鎖による救命効果向上を目的とします。

■主要施策

- (1)消防力・救急体制の強化と救命の連鎖促進
- (2)予消防・災害弱者対策の推進

6 防災体制の充実

■施策の目的

住民の生命や財産を災害から守り、安全で安心して暮らせるよう、総合的な防災体制の充実を図ります。

■主要施策

- (1)防災体制の充実
- (2)危機管理体制の強化
- (3)地域防災力の強化
- (4)治山・治水事業の推進

7 交通安全・防犯対策の推進

■施策の目的

関係機関・団体と連携し、交通安全や防犯に関する意識の高揚と関係施設の整備など、交通事故や犯罪の未然防止に努め、安全に安心して暮らせるまちの実現を目的とします。

■主要施策

- (1)交通安全対策の推進
- (2)防犯対策の推進

8 情報化の推進

■施策の目的

情報通信基盤を効果的に活用して、住民と行政、住民同士の双方向の情報交流や情報の共有化を図り、住民生活の質や利便性の向上、安全で安心な生活の確保、地域全体の活性化につなげます。

■主要施策

- (1)多様な情報提供の充実
- (2)高速情報通信網の活用
- (3)情報セキュリティ対策の強化

9 消費生活対策の推進

■施策の目的

消費者意識の向上と消費者保護の充実を図るため、消費生活相談体制の充実や啓発活動を推進し、安全で安心な消費生活を実現すること目的とします。

■主要施策

- (1)消費生活対策の強化

1 農業の振興

■施策の目的

農業経営の安定・向上を図るとともに、担い手の育成・確保に努め、担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤整備の効果的な実施、スマート農業の推進や地域農畜産物の付加価値づくり、特色ある農作物の栽培など、関係機関と連携して地域の特性をいかした強い農業の確立を図ることを目的とします。

■主要施策

- (1) 担い手の育成確保
- (2) 環境保全と多様性を高める農業の推進
- (3) 経営基盤の安定強化
- (4) 生産性向上と魅力ある農業の推進
- (5) 農用地の有効利用

2 林業の振興

■施策の目的

森林の持つ多面的機能を持続的に發揮していくため森林資源を有効活用し、水源かん養機能や二酸化炭素の吸収・貯蔵など多面的、公益的な機能を高めるため、適切な森林整備促進と林業生産基盤の強化、林産業の活性化を図ることを目的とします。

■主要施策

- (1) 森林の保全と育成
- (2) 経営基盤の安定強化
- (3) 森林に親しむ環境づくり

3 商工業の振興

■施策の目的

商工業者の経営安定化と人材の確保、事業承継の推進、商店街の賑わい創出を図るとともに、魅力ある店舗づくりや住民の住環境整備など町内消費を喚起し、商工業の活性化を図ることを目的とします。

■主要施策

- (1) 経営基盤の安定強化
- (2) 地域経済の活性化の推進
- (3) 企業誘致・創業支援の推進

4 観光の振興

■施策の目的

美深町にしかない自然環境や体験型施設、アウトドアを中心とした着地型観光の推進、各種メディアや観光大使の発信力を活用した観光客の誘致により、交流人口の増加を図ることを目的とします。

■主要施策

- (1) 観光推進体制の強化
- (2) 地域資源をいかした新たな観光資源の発掘・育成
- (3) 観光施設等の充実
- (4) 観光情報の発信強化

5 新たな産業の振興

■施策の目的

チョウザメの安定的な生産と販路拡大に向けた取組みを推進し、美深町独自の産業として事業化を図ることを目的とします。

■主要施策

- (1) チョウザメの飼育技術の確立と人材の育成・確保
- (2) チョウザメ製品の開発・販路拡大の推進

6 就労対策・勤労者福祉の充実

■施策の目的

企業における雇用促進による就労機会の確保を図るとともに、労働者が安心して働くことができる労働環境の充実を図ることを目的とします。

■主要施策

- (1) 雇用の安定と確保
- (2) 労働環境の充実

3

次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち

1 幼児教育の充実

■施策の目的

将来を担う子どもたちの健やかな成長と安心して子育てできるまちを目指し、幼児教育・保育と子育て支援事業の充実を図ることを目的とします。

■主要施策

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 子育て支援事業の充実

2 学校教育の充実

■施策の目的

子どもたちの個性や創造性、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を3つの柱としながら、次代を担う人材の育成を図ることを目的とします。

■主要施策

- (1) 特色ある教育活動の充実
- (2) 学力と体力の向上
- (3) 安心して学べる環境づくり
- (4) 地域と一緒にした学校づくりの推進
- (5) 特別支援教育の充実
- (6) 高等学校教育の充実

3 社会教育の充実

■施策の目的

多様化する学習ニーズに応じた学習機会の充実を図り、住民一人ひとりの主体的な学習活動の機運を高め、生涯学習活動が活発に展開される環境づくりを目的とします。

■主要施策

- (1) 家庭・地域教育の推進
- (2) 子どもの居場所づくり
- (3) 生涯学習環境の充実
- (4) 青少年の健全育成
- (5) 次代を担うリーダーの養成

4 芸術・文化活動の推進

■施策の目的

芸術文化活動を通じて豊かな心を育むとともに、先人たちが築いてきたまちの歴史や文化を次代に継承することを目的とします。

■主要施策

- (1) 芸術・文化活動の推進
- (2) 歴史資料の保存と伝承

5 スポーツ活動の推進

■施策の目的

住民一人ひとりのライフスタイルや年齢、性別、体力、興味などに応じて、誰もが生涯を通じて、気軽にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目的とします。

■主要施策

- (1) スポーツによるまちづくりの推進
- (2) スポーツ施設の充実

基本目標

4

健やかに安心して暮らせるまちづくり

1 健康づくり・医療の充実

■施策の目的

一人ひとりが自分の健康は自分でつくるという意識をもって、健康管理に取組み、心身ともに健やかに暮らすことができるとまちづくりを目的とします。

■主要施策

- (1)健康づくりの推進
- (2)病気の予防と早期発見の推進
- (3)地域医療の確保

2 子育て環境の充実

■施策の目的

地域全体で子どもを育てる気運を高めるとともに、子育て世代へのサービスとサポート体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目的とします。

■主要施策

- (1)子育て環境の整備
- (2)子どもを産み育てるための経済的支援
- (3)要保護児童等への支援

3 高齢者支援の充実

■施策の目的

高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目的とします。

■主要施策

- (1)高齢者の積極的な社会参加の促進
- (2)地域包括ケアシステムの充実
- (3)高齢者介護・福祉施設の整備
- (4)人材の育成・確保

4 障がい者支援の充実

■施策の目的

障がい者(児)が、能力や適性に応じて自立した社会生活を送れるよう、生活、就労、相談など多面的に支援し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目的とします。

■主要施策

- (1)安心して暮らせる環境の整備
- (2)地域生活の基盤確保
- (3)ライフサイクルにおける個人支援体制の充実

5 地域福祉の充実

■施策の目的

すべての人々にとって暮らしやすい地域社会づくりをめざし、助け合い、支え合いによる地域福祉の推進を目的とします。

■主要施策

- (1)地域福祉の推進
- (2)社会福祉協議会等への活動支援
- (3)地域福祉を担う人材の育成・確保

6 社会保障の充実

■施策の目的

社会保障の充実に努め、すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができる社会づくりを目的とします。

■主要施策

- (1)国民健康保険の安定的な運営
- (2)後期高齢者医療制度の円滑な運用
- (3)介護保険制度の適正な運営
- (4)国民年金制度の周知・啓発
- (5)生活保護制度の適切な運用

みんなでつくる自立したまち

1 住民参画のまちづくりの推進

■施策の目的

住民の意見を広く聴き、住民ニーズに沿った施策の展開に努めるとともに、地域コミュニティ活動が円滑に実施できる環境を整備し、住民一人ひとりがまちの将来を考え、行動するまちを目指します。

■主要施策

- (1)住民参画の促進
- (2)コミュニティ活動の推進
- (3)男女共同参画の推進
- (4)情報発信・広聴活動の充実

3 行政経営の充実

■施策の目的

限られた財源を効果的に活用し、健全で効果的な行政経営を図ります。

■主要施策

- (1)効果的な行政経営
- (2)健全な財政基盤の確保
- (3)職員の資質の向上
- (4)適切な公共施設の管理

2 関係人口の創出

■施策の目的

あらゆる分野で美深町との関わりを持つ関係人口を増やすため、美深町とのつながりを大きくすることで、移住者の増加や地域の活性化を図ることを目的とします。

■主要施策

- (1)移住定住の促進
- (2)多様な交流活動の推進
- (3)国際交流活動の推進
- (4)ふるさと会活動の推進
- (5)産学官連携の推進



明治から大正、昭和、平成そして令和へと時代が移り行く中、先人たちがこれまで築いてきた美深町の礎を基に、「このまちに住んで良かった、これからも住みたい」と思えるまちを目指し町政を進めてまいりました。

一方で、人口減少と少子高齢化の加速度的な進行、国際化や高度情報化の進展、価値観の多様化、環境保全意識の高まり、産業構造の変化など、社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

今後も、本町を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されますが、まちの持続的な発展を目指すためには、社会情勢や地域の現状を的確に捉え、地域の特性を最大限にいかした特色あるまちづくりを進めていく必要があります。

第6次美深町総合計画は、まちの将来像を「未来へ続く 笑顔あふれるまち美深」と定め、美しい自然環境と豊かな資源をいかした産業の振興、特色ある教育の展開、安心に暮らすための福祉の充実と社会基盤の整備など、今後10年間のまちづくりを進めるための施策を総合的に取りまとめたものです。

計画の推進にあたりましては、諸情勢の変化に対応できる柔軟な行政運営に努めるとともに、各種施策を計画的・効果的に進めるため、町民と行政、関係機関が一体となってまちづくりを進める必要があります。皆さまの一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆さん、ご審議いただきました総合計画策定審議会、町議会をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

美深町長 山口 信夫

町名の由来

現在、町名を「びふか」と読んでいますが、昔は「ピウカ」(アイヌ語で「石の多い場所」)と呼んでいました。町章は、外側の太い線が男性を、内側の細い線は女性を表し、「ぴうか」の「ぴ」を図案化したものです。町民全体がお互いに手を握り合って、融和団結のもとに明るく住みよい郷土、美深の町の新しいまちづくりと町勢の発展を意味して全体の文字を円形にまとめて形象したものです。

(昭和23年4月制定)



美深町民憲章

私たちは、天塩川流域にひろがる沃野と広大な森林に囲まれた美深の町民です。

この美しく豊かな郷土を、風雪に耐えぬいて開拓した先人のたくましい心を受け継ぎ、更に試練を越えて未来に発展する美深町をめざし、この憲章を定めます。

- I. 知性をみがき、健康で明るい家庭と情緒ゆたかな人格の形成につとめます。
- I. きまりを守り、いたわりの心をもち、力を合わせて社会人としての務めをはたします。
- I. きびしい自然を克服して産業をさかんにし、文化のかおり高い町をつくります。

(昭和53年10月制定)



第6次美深町総合計画ダイジェスト版
未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深

発行日／令和3年3月
編集・発行／美深町総務課企画グループ

〒098-2252
北海道中川郡美深町字西町18番地
TEL.01656-2-1611(代)
FAX.01656-2-1626
■ HP <http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>
■ E-mail b-kikaku@town.bifuka.hokkaido.jp